

# 学校において予防すべき感染症について

学校保健安全法施行規則 第十八・十九条

	感染症の種類	出席停止の期間の基準	治療証明
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 <small>(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)</small> 、中東呼吸器症候群 <small>(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)</small> 及び特定鳥インフルエンザ <small>(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。)</small> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する <u>新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。</u>	治癒するまで。	必要
第二種	(★)インフルエンザ <small>(特定鳥インフルエンザを除く。)</small>	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日(幼児にあつては、三日)を経過するまで。	不要
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。	必要
	麻疹	解熱した後三日を経過するまで。	必要
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。	必要
	風しん	発しんが消失するまで。	必要
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで。	必要
	咽頭結膜熱 <small>※プール熱</small>	主要症状が消退した後二日を経過するまで。	必要
	(★)新型コロナウイルス感染症	発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。	不要
	結核		必要
髄膜炎菌性髄膜炎	必要		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 <small>※はやり目</small> 、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	必要
	(★)その他の感染症 (溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、伝染性紅斑、手足口病、ヘルパンギーナ など)		不要

・出席停止期間は、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

・**流山市では「インフルエンザ」、「新型コロナウイルス感染症」と「その他の感染症」(★)について、医師が必要と認めるとき以外は治療証明書が不要とされている。(市内医療機関では500円)**